

2020年7月3日
一般財団法人日本規格協会

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS案作成規程に基づき、当該 JIS案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、別添 1 の JIS案作成対象テーマについて、制定する理由（必要性）及び期待効果、JIS案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS作成予定一覧表として JSA ホームページに掲載いたします。

産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

2020年7月3日
一般財団法人日本規格協会

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	04 管理システム規格	制定	Q9028	マネジメントシステムのパフォーマンス改善—小集団改善活動の指針	Performance improvement of management systems – Guidelines for Small Group Improvement Activities	この規格は、小集団改善活動の指針を規定するものである。小集団改善活動は、問題解決・課題達成と人の育成・職場の活性化とを結びつける上で根幹となる活動であり、その良否によって組織の成長・発展が大きく左右される。顧客・社会のニーズと組織の技術を結びつけて新たな価値を創造し続けるためには、ニーズや技術の変化にともなって生じる問題を解決し、課題を達成する必要がある。このためには、組織で働く全員がやる気をもって活動に参加し、相互に密接に協力しながら、その中で各人が持つ能力を伸ばし、活かすことが求められる。しかし、多種多様な人がいる組織においては、関心を示さない人がいたり、コミュニケーションが不足したりすることが少なくない。また、教育・研修に多大な時間をかけているにもかかわらず、人が育たず、折角の潜在的な能力を引き出せずにいる場合もある。このような難しさを克服するために考えられた方法が「小集団改善活動」である。この活動は全ての部門・階層で実践する必要があり、重要なものであるが、広く活用できる適切な指針が示されていないことから、「小集団改善活動」とは何か、どう進めるのがよいかについては、組織ごと、研究者ごとに見解が異なっており、様々な混乱を生じる一つの原因となっている。また、この混乱が、組織において小集団改善活動を推進する上での大きな障害となっている。このため、標準化された適切な指針を国家規格として制定する必要がある。	この規格を制定することによって、多くの組織に適用可能な小集団改善活動の具体的な指針が示され、適切な活動が実践されるようになることから、各職場・組織における問題・課題の効果的・効率的な解決及び達成、さらには働く人の能力及び意欲の着実な向上が図られ、ひいては、その組織が提供する製品・サービスの品質・質の確実な保証及び生産性の向上に寄与することが期待できる。また、サービス産業(医療・福祉、運輸、教育など)への品質マネジメントの普及促進が期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 0. 序文 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 小集団改善活動の種類 5. チーム改善活動の推進 6. QCサークル活動の推進 7. 小集団改善活動における経営者及び管理者の役割 附属書A 総合的品質管理における小集団改善活動の役割及び位置付け 附属書B 小集団改善活動の基本		なし	—	第2条の該当号: 第14号(事業者の経営管理の方法(業種普遍的なものに限る。)) 対象事項: 品質マネジメント	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ 欠点: いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的分野	—	一般社団法人日本品質管理学会のWG	2020年8月